

保育所に求められるもの(保育の質を構成する4つの柱を中心に)
 ～保育所保育指針及び保育所における自己評価ガイドラインによる保育所の役割と責務～

- ・保育士の人間性・倫理観
- ・職務及び責任の理解と自覚

子どもの最善の
利益の考慮

I 保育理念

- ・児童福祉
 - ・子どもの人権
 - ・保育マインド
 - ・社会的責任
- 等

- ・保育の専門性・実践力
- ・養護に関わる知識・技術
- ・教育に関わる知識・技術

保育内容・保育実践

II 子どもの教育・発達援助

- ・発達理論
 - ・教育(健康・人間関係・環境・言葉・表現)
 - ・子どもの遊び・保育環境
 - ・障害児保育
- 等

- ・保育士・職員間の連携
- ・チームワーク・協働
- ・子ども・保護者との信頼関係

組織性・活力

III 保護者支援

- ・子育て支援
 - ・家族援助
 - ・カウンセリング
 - ・ソーシャルワーク
- 等

IV 組織性

- ・計画と評価
 - ・安全・衛生管理
 - ・コミュニケーション
 - ・地域福祉
- 等

学びの
観点
自己評価の
観点

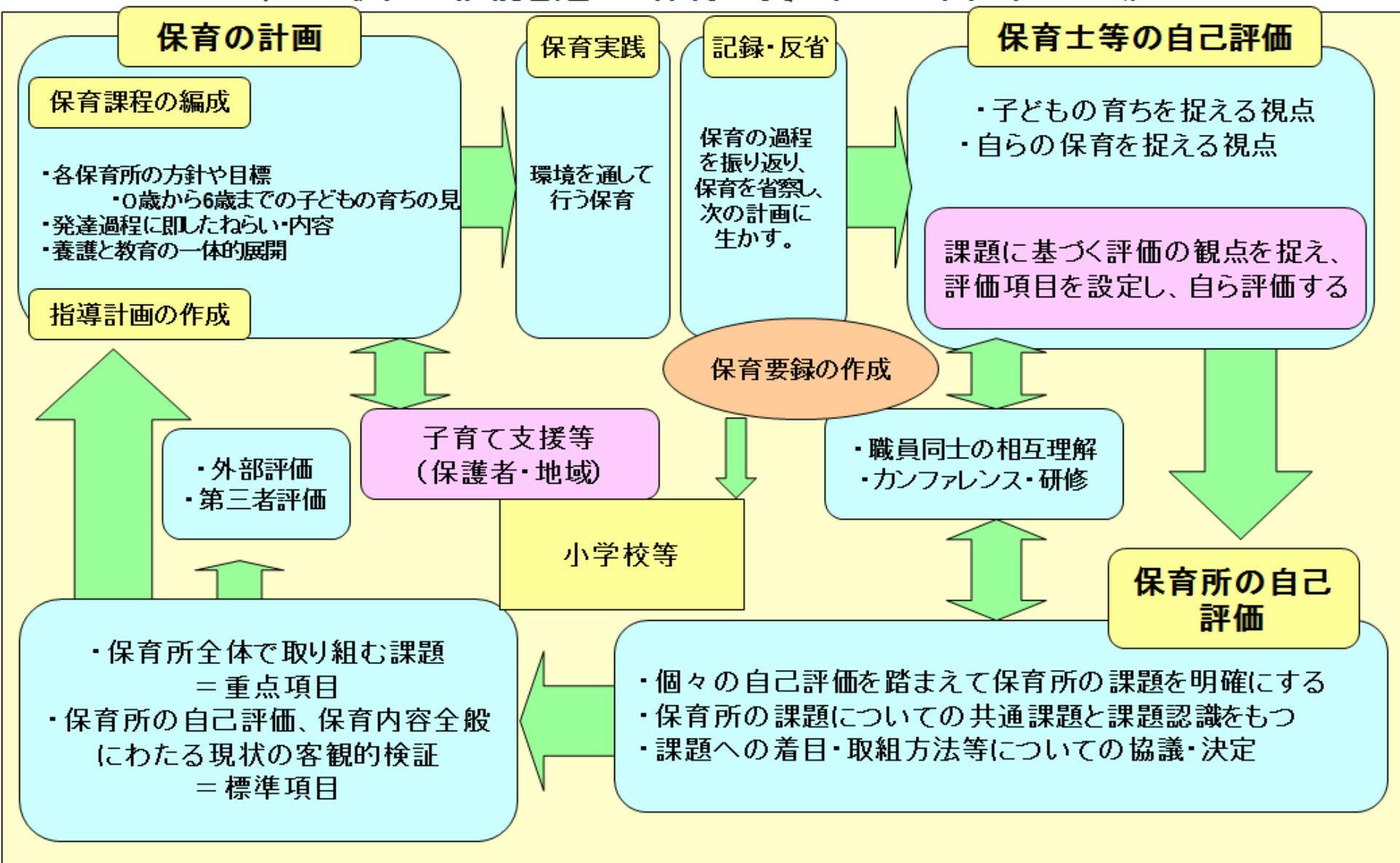
保育の質の向上に係るPDCA



子どもの保育及び保護者に対する保育に関する指導の充実と保育の質の向上・専門性の向上

保育所保育の取組の連動

(この取組の継続を通して保育の質の向上が図られていく)



現行の情報公表・情報提供の仕組み①

(認可保育所に関する情報)

- 現行制度においては、市町村に対し、認可保育所の運営状況等に関する情報提供義務が課せられている。
- また、保育所に対して、地域住民への当該保育所の保育に関する情報提供の努力義務が課せられている。

◎ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)(抄)

第二十四条 (略)

2～4 (略)

5 市町村は、第一項に規定する児童の保護者の保育所の選択及び保育所の適正な運営の確保に資するため、厚生労働省令の定めるところにより、その区域内における保育所の設置者、設備及び運営の状況その他の厚生労働省令の定める事項に関し情報の提供を行わなければならない。

第四十八条の三 保育所は、当該保育所が主として利用される地域の住民に対してその行う保育に関し情報の提供を行い、並びにその行う保育に支障がない限りにおいて、乳児、幼児等の保育に関する相談に応じ、及び助言を行うよう努めなければならない。

2 (略)

◎ 児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)(抄)

第二十五条 法第二十四条第五項に規定する厚生労働省令の定める事項は、次のとおりとする。

一 保育所の名称、位置及び設置者に関する事項

一の二 当該保育所が認定こども園(就学前保育等推進法第六条第二項に規定する認定こども園をいう。以下この条において同じ。)である場合にあつては、その旨

二 保育所の施設及び設備の状況に関する事項

三 次に掲げる保育所の運営の状況に関する事項

イ 保育所の入所定員、入所状況、職員の状況及び開所している時間

ロ 保育所の保育の方針

ハ 当該保育所が認定こども園である場合にあつては、就学前保育等推進法第四条第一項第三号及び第四号に掲げる子どもの数

ニ 当該保育所が私立認定保育所である場合にあつては、第二十四条の二第二項の規定により都道府県知事に届け出た選考の方法

ホ その他保育所の行う事業に関する事項

四 法第五十六条第三項の規定により徴収する額又は就学前保育等推進法第十三条第四項の規定による保育料の額に関する事項

四の二 当該保育所が認定こども園である場合にあつては、法第三十九条第一項に規定する乳児又は幼児以外の子どもに関する利用料の額

五 保育所への入所手続に関する事項

六 市町村の行う保育の実施の概況

② 法第二十四条第五項に規定する情報の提供は、地域住民が当該情報を自由に利用できるような方法で行うものとする。

◎ 保育所保育指針(平成20年厚生労働省告示第141号) (抄)

第一章 総則

4 保育所の社会的責任

(1) (略)

(2) 保育所は、地域社会との交流や連携を図り、保護者や地域社会に、当該保育所が行う保育の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

第六章 保護者に対する支援

2 保育所に入所している子どもの保護者に対する支援

(1) (略)

(2) 保護者に対し、保育所における子どもの様子や日々の保育の意図などを説明し、保護者との相互理解を図るよう努めること。